

ミッテラン政権とその政治路線

—フランス社会党の基本政策を中心として—

水 口 修 成

目次

- 一、はじめに
- 二、内政における主要政策について
 - (a) 地方分権化政策
 - (b) 経済・社会政策
 - (c) 国有化政策
- 三、ミッテラン政権の自主管理思想の展開
 - (a) 自主管理思想の歴史的概要
 - (b) フランス社会党的自主管理思想
- 四、結びにかえて

註記

はじめに

フランスでは、一九八一年の四月末から六月末にかけての大統領選挙と国民議会（下院）選挙で、社会党のミッテラン（F. MITTERAND）が大統領に当選し、下院でも社会党が、フランス政治史で初めて単独過半数を制覇した。この歴史的政権移行が平静の内に行なわれたことは、フランスではかつてなかつたことである。

フランス第五共和制から二十三年間は、大統領はドガール将軍とその後継者達によつて受け継がれていた。

しかし、「変革と希望（Changement et Espoir）」を掲げた社会党のミッテランが大統領に当選したことは、「心は左に、財布は右に」というフランス国民の政治的固定観念を完全に崩壊させたことになるのである。

その社会党は、西独や北欧諸国の社民党政権とは異なつていて、一部では国有化を進めながら、それでいて既成の社会主義とは一線を画してゐる。

即ち、混合経済体制を含めた資本主義体制の中で、いかにそれらを社会主義化し、また資本主義の長所とはいかに共存していくかを、政府が田舎に進めるかは、最も大きな課題であり、西側諸国にとっても一つのモデルとなつてくるであろう。

そこでミッテラン大統領とその政治路線として、その基本政策を、社会党の『社会主義プロジェクト（Projet Socialiste）』と政府の行動憲章ともいわれている『フランスのための百十の提案（110 propositions pour la France）』を中心と分析してみたいと思う。

そして、ミッテラン政権の基本政策が政治理念的には、どのようなものから出発していく、また、デュベルジエも「既成の共産主義と社会民主主義の二つのタイプとは異った第三のタイプの社会主义としての出現の試みである」との展望が可能性があるかどうかにまで言及してみたいと思う。⁽¹⁾

また、この小論文で、このようなかなり大きなテーマを掲げての論述は少し包括的すぎるくらいはあるが、ミッテランの実験と言われているように西側諸国にとって資本主義の危機をどう乗り越えていくかの大きな実験と思われるので、今回はその概要を分析するように努めた次第である。

そして今回とりあげた個々のテーマの分析は今後細かく進めていく予定である。

一、内政における主要政策について

(a) 経済・社会政策

ジスカール・デスタン前大統領が敗れた大きな原因の一つは経済・社会政策の失敗によったのである。第一次と第二次のオイルショックによって、インフレと失業は西欧諸国の政府はその対策に苦悩した。

そこでミッテラン政権は、経済困難克服のために、欧米主要国の流れとは逆の「ケインズ流」の景気浮揚・失業対策を掲げての挑戦が始まっている。

まずモーロワ暫定内閣の下で、新経済・社会政策としては、SMIC（スライド制最低賃金）の大幅引き上げと、各種年金・給付金の増額、公共部門の雇用機会拡大、企業投資奨励策、高所得者への増税、そして若年雇用対策と投

資刺激策などの対策が構じられた。

『社会主義プロジェクト (Project Socialist)』の第三部、行動編の中の第一優先政策とし、雇用対策をまず掲げている。⁽²⁾

それは、失業問題が最も深刻な問題であり、ミッテラン政権発足当時、失業総数は約一八〇万であったのが現在は一〇〇万を越えているのである。

また、物価の上昇も年率十数%程度である。フランスの切り下げによる輸入物資の上昇もあり、政府はこれに対応するため、食料品、一部サービス価格の凍結政策を取らなくてはならなくなつた。フランス社会党も政府も自由価格政策をもって基本とすることを表明していた矢先のことであった。

しかし、あらゆる政策のうちで最も好ましくないとされる物価統制に踏みきらざるを得なくなった面もあるが、これは、単なる物価統制ではなくて、むしろ、それを最少限度におさえる程度のものである。⁽³⁾

その他でのミッテラン政権の経済・社会政策では、週労働時間を四十時間から、三十五時間への短縮、第五週日の有給休暇などである。

そして、中でも最も社会党の経済・社会政策らしい政策としては、高額所得者に対する富裕税の課税、弱者救済対策としての年金や給付金の引き上げ等である。

むしろ、ミッテランの経済・社会政策には、慎重さと現実重視が窺えるのである。その現実主義路線を支える大統領側近では、大蔵大臣のデロール (J. DELORS)、予算担当大臣のファビウス (L. FABIUS)、対外貿易大臣のジョベール (M. JOBERT)、外務大臣のシェイsson (C. CHEYSSON)、計画国土整備大臣のロカーニ (M. ROCARD)、それに大統領顧問のジャック・アタリ (J. ATARI) 等のENA (国立行政学院) 出身者でかためている。

このことはフランス政財界を牛耳るエリート集団は、ミッテラン政権下でも根を張っている証拠もある。即ちミッテラン政権といえどもENA出身者が中心の行政であり、国際競争への門戸開放・国際契約の尊重・フラン防衛・自由価格などの既存の路線を引き継いで、経済の面でも西側の一員であることを強調している。

また経済・社会政策がただそれだけの次元で終るのではなくて、富の社会的再分配を重視することで、フランス社会党の伝統的体質である人道主義を諸政策の基本に据えようとするものである。

そのことは、庶民的イメージのミッテラン大統領に集約されていて、反偽善、反技巧、素朴、質素、自然や生命を尊重する心を重視する面もあるのである。

それはまた、草の根レベルでの人間の基礎的な姿への回帰の欲求でありフランスに内在する活力再生を図る経済・社会政策を進めて人間的要素を生かす方向を模索しようとするのである。即ちこれは後で述べるフランス社会党的自らの管理理念に通じてるのである。

(b) 国有化政策

国有化政策は、経済政策の中に入るものであるが、フランスではより根本的であり、特色があるので、ここに別項として取り扱うこととしたのである。

ミッテラン政権の進めている国有化政策はそれ自体として社会主義的な政策とは言い切れない。⁽⁴⁾ というのは、国有化政策は、古くはルイ十四世、ナポレオン一世、そして現代では、ドゴール将軍によつても進められたこともあるからである。

国有化の手段といつてもソ連や東欧の国営化とは全く性質が異なっている。しかし、ミッテラン社会党政権が眞の社会主義政権となるかどうかは、企業の国有化という形態でその結論が出るのではなくて、国有化によってどのような社会的諸改造を実行しようとしているかが大切になってくるのである。

即ち、フランスの歴史的国有化政策という経済政策の範囲では、既成の混合体制に終ってしまう。フランス社会党政権の国有化政策は、同党独特の社会的所有論に基づいており、一般的国有化論の全資産接收型のものではない。ミッテラン政権が重点をおいているのは、国家構造の変革ということに国有化政策を結びつけようとしていることである。そこで具体的には、五大工業グループと三十六銀行の国有化を目指す法案が八一年十月中旬、国民議会に提出された。これに対して野党は七百もの修正案を用意して、徹底して対抗してきた。

五大工業グループのトムソン・ブランド（エレクトロニクス・家電）、サンゴバン・ポンタムソン（ガラス・鋳鉄管）、ローヌ・プーラング（化学・合纖原料）、CGE（重電・造船）、PUNK（アルミ・特殊鋼・化学）⁽⁶⁾が国有化されれば、「工業部門における国有化企業の比重は現在の一五%から五〇%にはね上がる」と反対派は主張している。また預金高十億フラン以上の銀行三十六行が国有化されれば、国有化銀行は全預金の九六%を保つことになるというのである。

『社会主義プロジェクト』の第三部「行動編」の中で「社会党が国有化を予定している大企業グループを含め、拡大される公共部門は、産業政策の主要な推進財、方向づけの手段となる。公共部門は、生産業、研究開発費用、市場の強さと多様性、その社会政策により、産業活動の方向を定めて、その刺激の道具となる。この役割は、国有化企業の自主性尊重とは矛盾しない。自主性は計画当局との契約の範囲内で尊重される」と述べているように、国有化の目的に

より具体的に言えば、雇用機会の維持のほか、置放すれば外国に向かってしまう設備投資を国内への資本投下を促すようにすることにある。また国有化された後の人事でも、政府が任命するのは社長だけで、副社長以下の経営陣は社長の判断にゆだねされることになる。そして経営管理についても政府は数年間にわたる目標を提示するだけで、具体策は最高議決機関の取締役会が決定するのである。⁽⁷⁾

しかし、国有化といつてもミッテラン政権が現実との妥協を図っている点もあるので、かなりその政策は緩やかになるようである。

また、フランス経済界は日本より国有化に抵抗感は少ないようである。そして、日本の経済使節団が昨年十月中旬にフランスに行つた時も、ミッテランは、「使節団にフランス政府の国有化政策は選ばれた私企業のオーナーシップを取ることは要求するが、しかし、それらの経営権をとるつもりはない」⁽⁸⁾と説明している。

もちろん、国有化政策に対しても不満も存在している。その一つの表れとして「株主の権利を守る会」のような組織をつくりて国有化に反対したり、また、「国有化が経済の活力を増加するのか」といった疑問も一部に出ている。

そして、西側諸国的一般的考え方である「国営企業・国有化企業は非効率的である」という教訓から脱出できるかどうかの大きな実験がミッテラン政権の推進しているこの国有化政策であることは確実である。

そこで、昨年九月十八日、フランスの最高行政裁判所である参事院 (Conseil d'Etat) はミッテラン政権から提出されていた国有化法案（公共部門拡大法案）を検討していくが、国有化の対象外となっていた外国銀行もその対象とするように勧告した。

これは一連の国有化法案を国民議会に上程する前に参事院に「合憲かどうか」の判断をあおいでいたのである。

参事院はその全体会議で「国有化計画は問題ない」との判断をしたが、公正と憲法上の立場から、預金高十億フラン以上の外国銀行も国有化する必要があると勧告したのである。⁽⁹⁾

ミッテラン政権が参事院の勧告を無視し、もしくは、国民議会で採択された法律の違憲立法審査権をもつ憲法評議会が違憲と判断すれば、ミッテラン大統領がそれに署名できないこともおこりうるのである。

そして、八二年一月一六日、フランスの憲法評議会は「企業・銀行国有化法案」について、「補償問題など一部の項目が憲法に抵触する」との判断を下し、ミッテラン政府に通告した。

フランス憲法では憲法評議会が違憲の判断を下した時には、その法案成立は不可能となっている。そこで政府は緊急な対応が迫られることになるのである。

この国有化法案は、ミッテラン政権の基本政策の一つであり、この後にも、「地法分権強化」等の法案がひかえている。この国有化法案は、八一年十月国民議会を通過したが、十一月に上院で否決され、上院からの要請で憲法評議会にその判断が委ねられていた。前にも述べたように、同評議会で違憲とされた場合は、大統領も法律成立のための署名が出来ないことになっている。

このことに対する、ニューヨーク・タイムズ紙のリチャード・エーダー氏は、「フランスの国有化計画は政治的にも、経済的にも、新社会主義政府の中心的政策であるが、憲法評議会の決定によって苦痛で、しかも一時的敗退となつたのである」⁽¹⁰⁾と述べている。

ミッテラン政権が重要企業五社、銀行三六行、金融会社二社を対象とする大規模な国有化を実行し、この拡大された公共部門への投資を充実させて、ミッテラン大統領の選挙公約にある雇用の増大、経済の景気浮揚を目指していた

ので、リチャード・エーター氏の言うように、この決定は政治的にも経済的にも一時的敗退となると思われるのである。

憲法評議会は、〔一〕株主に対する補償金の支払い条件について、〔二〕銀行の国有化の例外条項について、〔三〕在外子会社の資産譲渡をめぐる国有化企業経営当局の自由裁量権の三点について適切でないとしたが、ミッテラン政権は関連条項の修正案を国民議会に再び提出し、その上、上院にも再び審理してもらうことが必要となってきたのである。

(c) 地方分権化政策

ミッテラン政権は、ナポレオン以来二百年続いてきた中央集権主義を脱却して、大幅な地方分権制度を実施しようとしている。この点にミッテラン政権の自主管理的的理念の中でも、最も基本的な政策と思われる。

フランスの既存の地方制度について考察してみると、それは、市町村・県・地域県、それに国家という構造から成っている。市町村議会・県議会は公選であるが、市町村長は各々の地方議会の互選で選出されている。

しかし、県知事は政府が任命する高級官僚であって、地方行政に強力な監督権限を保持している。そういった意味では地方団体は存在していても地方自治体は存在していないのである。

最近では、各地方に個別の経済危機、失業問題、企業の倒産等への対処が適切さを欠き、時機を逸する点が国民党大衆から批判されてきたのであった。

そこで昨年七月の特別国会に「地方分権」法案が提出され、市町村・県・地域県の各段階で地方行政を自由に裁量できる権限を与え、そして、そのために必要な地方財政の予算の立案と実施を地方団体の権限とする点が、ミッテラン政権の目指す所なのである。

では、『社会主義プロジェ』の中で、地方分権についてどう述べているかというと「地方分権は、資本主義体制変革にとって最重要であり、公権力の組織化については、計画化—地方分権—自主管理の三重構造を目標とする」というのである。

その具体的方策として、

- (I) 地方財政の改革としては、全ての税収の内の地方公共団体の取り分の増大、地方公共団体相互間の格差是正のために財政配分の適正化、地方税課税基準の改正、そして、補助金ではなくて、公債基金への依存の増大等である。
- (II) 地方の国への従属性を終らすために、国の地方公共団体への支配を打破し、また、政府の任命する知事制度を廢止し、政府委員を設置し、そして政府・地方間の調整だけを管理させて、監督権限は与えないようにする。
- (III) 各県に公選の行政官を置き、県議会決定の執行の役割を国の代表から奪取して、県会議長と議会事務局に与える。
- (IV) 真の地方公務員を創造するために、教育・経歴・給与等で国家公務員と対等の地方公務員を育成する。
- (V) 各地方議員の身分を保障する。
- (VI) 国の規制権を制約するために、何を成すか、は地方の自由裁量として、いかに成すか、だけを国に委任する。
- (VII) 強力でしかも、民主的な地域を創るために、強力で民主的な地域共同体だけが国から重要な公的決定の権限を奪取し得る。地域はその議会が一般直接投票、比例代表制によって選出された唯一つの独立した機構となり、重要決定の主体性をもつ。
- (VIII) 海外県・海外領土については、社会党は海外県にはその住民の意思による地方分権、海外領土については、分離

独立の自由を認める、とするものである。¹²⁾

「市町村・県・地域県の権利と自由」（四章・六五条）からなる基本的地方分権法案は、昨年九月十一日の国民議会で賛成三二九票対反対一二九票の大差で採択された。

これは、直接選挙による地域議会の設置を盛り込んでおり、その議会は、中央政府の指示を仰ぐことなく、地方自治体の決定を承認することが可能となるのである。

そして、社会党は、将来『社会主义プロジェ』等にのっとり、独自の予算決定権や先に考察してきたような種々の政策決定権を地方自治体に与えていくことであろう。

アメリカの政治学者のマイケル・ハリントン氏も、「フランスのミッテラン政権は、フランスの伝統である中央集権主義から脱却して、分権化の道を進むことになるであろう。社会党内には、脱中央集権の分権主義化の傾向が強い。この分権主義への信頼が、国有化政策ではなくて、純粹な社会主义化政策というべき、なにか斬新な政策を創り出すであろう。」との要旨で述べている。¹³⁾

このようにミッテラン政権による地方分権化政策は、フランスの中央集権的伝統を斬新的に変革し、基本的には国家構造を変えていこうとするものである。

一、ミッテラン政権の自主管理思想の展開

(a) 自主管理思想の歴史的概要

フランスのピエール・ロザンバロン (Pierre Rosanvallon) の『自主管理の時代』(L'âge de l'autogestion)によると、自主管理の特徴点として、それは一つの理論である以前に一つの社会運動であったこと、元来、自主管理という言葉は、ユーゴスラビアにおける企業経営の制度にその出発点をおこしてくる。^註

では、歴史的にみて広義の自主管理が試みられたのは、一八七一年のパリ・コミューン、一九一七年から二一年のソビエト、ロシア、一九三六年のカタロニア地方のスペイン、そして一九一八年から一九年のドイツのレーテ運動などが存在した。

しかし、それは政治的、経済的体制として確立されたものではなくて、自主管理が本格的に導入されたのは一九四九年からのチトーの指導するユーゴスラビアであった。^註 それは、制度として初めての労働者、自主管理の実験であったのである。そして、一九六二年ベン・ベラの指導するアルジェリアが導入した。これが自主管理の歴史の第一期である。

次にその二期として、一九六八年のチュコ事件とフランスの五月危機である。ここでは自主管理が学生をはじめ労働者、民衆からも主張された。またユーゴの第二革命もこの年で、学生、労働者は自主管理社会主義の徹底化を主張した。

また、チリのアジェンデ政権では自主管理に対しても態度を明確に出来なかつたので軍事クーデターによって打倒されたのである。この一連の自主管理の歴史の流れが第一期である。

そして一九八〇年のポーランド労働者による自主管理運動と八一年のフランスのミッテランの勝利である。これは自主管理の歴史の第三期である。しかし、ポーランドの方は、八一年末軍政によって圧倒されてしまつて、その運動

は中座の型になつてゐる。

フランスでは一九六八年の五月危機以降、社会党を中心とする政治運動、地方自治や反原発闘争を担つた青年達や自治主義者達の運動の中で自主管理思想が追求されてきていたのである。

そこで、自主管理の成功した例はユーゴスラビアであつて、ミッテランもこれを一つのモデルとしているので、フランスにおける自主管理の方向性をそれは示すのでその基本的な所を整理してみることにする。

ユーゴスラビアの共産主義者同盟は、一八七六年二月にクラグイェヴァツで起きた赤旗事件で労働者達が自主管理を要求していた。

しかし、現代のユーゴ自主管理は第二次世界大戦中に、パルチザン戦争において解放区の行政維持等の必要性から自主的に生まれたのである。

戦後の一九四八年ユーゴスラビアはスターリンとの戦いのあとコミニンフォルムから追放されたことによつて、政治経済の上でも孤立していった。そのような状況の中での、スプリット市近郊のセメント工場、ダルマチア・セメントの労働者が労働者評議会を結成することによつて、労働者自主管理運動を始めた。

このセメント工場の労働者達の実験を反スターリン主義社会主義の新しい道として取り入れたのがチトーであつた。

一九四六年十二月二三日、「新しい経営参加機関としての労働者評議会を制度的に設立し、その合意を「国家経済企業の労働者評議会設立とその活動に関する指令」を作成したのである。

その指令によつて、全ユーゴスラビアで二一五社の大企業が自主管理企業となつた。この労働者の自主管理制度

は、歴史上始めてのものであったが、労働者の間に好評であつて、各地で労働者評議会が結成されていった。⁽¹⁶⁾ そこで共産党と政府は、一九五〇年六月に「労働者自主管理法」を制定したのである。

一九五三年三月スターリンの死後、より自主管理体制へと進み、強制から説得への党とするために共産党から共産主義者同盟へと党的名前も代えたのである。⁽¹⁷⁾

しかし、ユーゴスラビアの政治体制が安定するにつれて、官僚化が進み、また所得格差も大きくなつて行き、自主管理社会主義の目的からはなれていった。

その上、経済も悪化し、党内での主導権争いも激しくなつていった。この時機はフランスでの五月危機にも符節を同じくしている。

一九六八年六月二日、ベオグラードで、学生達と青年奉仕団が衝突して騒動は大きくなつた。この運動の過程で学生達は自主管理社会主義の徹底化を追求したのである。その中に、社会的不平等の是正、官僚主義の排除、共産主義者同盟の民主化等が含まれていた。

その運動を最後にチトーが支持をしたので「ユーゴスラビアの第二革命」として、自主管理社会主義への道を徹底していくのである。

ユーゴスラビアの自主管理制度は、最下部の組織としては「連合労働基礎組織」があつて、重要なテーマに対しても、そこで労働者達が「労働者集会」、または「直接投票」という直接民主主義の形で決定するのである。

このように直接民主主義を尊重しながら、三〇人以上の職場では「労働者評議会」が置かれていて、そこで企業全体の運営に当っているのである。

また事務部門と調査部門との集中的管理機構として「労働連合単位」が設立されていて、これによつて生産部門の「連合労働基礎組織」と契約を締結して、請負つていくというシステムである。

これはソ連型社会主義のように、国家の最上位から生産現場へという指令が下る中央集権体制とは全く異つている。

ユーゴスラビアの自主管理体制は、今まで整理したような労働者自主管理制度と地方自治制度の一いつから成つている。

この国の地方自治制度は、五〇〇〇人から一五〇〇〇人位の住民から成立する「地域共同体」を基礎的な組織とし、その上に「コミニューン」があつて、またその最高位に共和国が存在するのである。これらの考え方も自主管理制度とその発想は同じである。

チトーはユーゴスラビアの自主管理を「社会主義的自主管理民主主義」と規定していく、官僚主義を最大の敵として訴え続け、またユーゴスラビアは国内の発展のために自主管理制度をより継続しようとしているのである。^[18]

(b) フランス社会党の自主管理制度

今までミッテラン政権の内政の基本政策を中心に論じてきた。ではそれらの基本政策は、ミッテラン社会党のどのような政治思想から出でているかといえば、それは自主管理制度からである。

自主管理は、もともとは一つの理論である前に一つの社会運動であった。自主管理という言葉はユーゴスラビアの企業経営の制度として、「企業経営への労働者の参加」という狭義の意味からの出発であった。

しかし、フランスでは、一九六八年の五月危機以降、ユーゴスラビアの自主管理を一つのモデルとして新しい試みがはじまつたのである。

そこから、フランスにおいては、社会党によって自主管理という言葉は明確なる政治的独自性をもつようになつたのである。

それは新生社会党の綱領である『生活を変える (Changer la vie)』の序文の中で「ユーゴスラビアの例を除いて、前もって参考にし得るような自主管理の前例はない」と述べてゐることからしてわがるのである。チトーのユーゴスラビアにおいて、国民の中に広く浸透して多数派を形成して、党がベゲモニーを掌握し、国家権力を背景に政治的に自主管理として行政的に制度化していく方法は、ミッテラン社会党にとって一つのモデルとなつたのであろう。ミッテラン政権が出現してからは、自主管理という言葉はあまり口にされていないが、ミッテラン政権の出現は先進資本主義国では初めてである。しかも本格的な自主管理社会主義政権が生まれたことだ、一つの実験となり、歴史的にみて画期的なこととなるであろう。

では自主管理思想が「どのような所にその本質が現われているか」を分析してみると、それは、一章で考察した国有化法案よりも、地方分権法案の方に、重要な意味をもつてゐるようである。

国有化政策そのものは、現代フランス政治史では、ドゴール将軍の政策の延長上にあるのであって、地方分権化法案の方は、フランスの政治史上かつてなかつたことである。

これは、フランスの国家構造である中央集権制を根本的に改革しようとする内容をもつてゐるし、また、それはフランス社会党の自主管理型社会主義の内実として最も適合したものである。

では、ニッテラン自身の基本的な考え方としてはどうかといえば「不思議にも経済の回路を再び転向する操作をしながら、社会主義社会が、それらを変革するのではないことは明らかである。力と考え方の慣習に関係があるのである。そして、情報と仕事の大きいなる必要性を転換すべき仕事の方法に関係している。……しかし、自主管理は、それについて、遅延なく仕事をしなければならない所の願望される一つの究極目標に有利になるだけである。それは、直接の経験が可能である所の諸部門である」としている。²²⁾

その基本的な考え方が、国内政治では、先にあげた以外では、まず土地管理機構(Office Foncière)の設立の提唱である。それは、「労働の手段である土地の再分割とその効率的運用を保障するための土地管理機構の設立」を目的としているのである。そして医療についても共同機関を設立し、それによって無料サービスの領域を拡大するようには提唱し、また軍隊における兵士委員会の設立にも自主管理の理論は及んでいるのである。

このようにフランス社会党の自主管理の理念が、眞に意義をもつようになるのは、企業經營形態論に止まるのではなくて、フランス経済の停滞的構造に活性的力を入れることが出来るようにならなければならないという点にあるであろう。

それは、労働者や市民が自らの諸要求の実現に自らの責任を持つことが、生活次元での自主管理理論の適応である。

私も昨年夏フランスをはじめ、ヨーロッパを旅行して実感したのであるが、労働者の勤労意欲が全体としてかなり落ち込んでいるということである。失業やインフレに対する対策ばかりでなく、生産力の担い手である労働者の質の向上がより大切なのである。そこに労働者、市民が社会発展の担い手となる自主管理の思想が大切となってくるの

である。

その点がソ連型の中央集権的社会主义でもなく、また北欧型の社会民主主義とも異なる点であつて、そのことをM・デュベルジェの言葉をかりれば「共産主義とそれ（筆者註・社会民主主義のこと）との間において、フランス社会主義は、その中央の道を常に追求してきた。その道は、経済の一定の集産的組織に西洋民主主義の政治的多元主義を加えたものである」と分析していることにも通じるものである。²⁵

また、ミッテラン自身はヌーベル・オペセルバトルで、「我々は、人間による人間の搾取がなくなるのを夢みて、そのことを目指して行動してきた。しかし、このような搾取をなくすためには、その主要原因である経済構造をまず変革しなければならない。また社会民主主義よりも先進的で、かつ、より参加的である」と述べた上で、ソ連型社会主義とは全く関係がないと言いきり、社会民主主義よりも経済的民主化を強調しているのが特徴である。

このことは、経済的には平等を第一義としながら、政治的には自由・自主性・参加を第一義とした第三の社会主义であり、またフランス独自の社会主义として自主管理を規定しようとするものである。

他面から考察するならば、自主管理の政治的独立性は、共産主義と社会民主主義の両方の否定でもある。即ち、自管理は共産主義的人民民主主義体制か、あるいは、資本主義の改良かといった二者択一(alternative)を否定して、自由な社会主義の追求を保障する第三の道であり、政治的立場なのである。

II、結びにかえて

変革（Changement）をかかげて登場したミッテラン政権も厳しい試練の時に入つたようである。このことは、国内政治では、経済情勢の悪化、それに、国有化法案の実施の遅れる見通しとなつた上、一月十七日の国民議会の補欠選挙では、保守系候補が勝利をおさめた点にも表われてきている。

ミッテラン政権は、失業対策を第一優先に、公共部門の雇用の拡大、国有化政策による経済の活性化を進めようとしてきた。

しかし、憲法評議会が、国有化法案の一部を憲法違反と判断して、ミッテラン政権に株主への補償を公正にするよう命じたのであった。

政府は、一月十九日、補償基準を引き上げた修正案をまとめて国民議会へおこつたが、国有化の実施は遅れ、その上、補償金額増で財政への負担の増加が懸念されている。

また国際問題の最重要の一つであるポーランド情勢をめぐり、ミッテラン大統領の社会党がヤルゼルスキ政権の力の政策である軍政への移行を批判しているのに対し、共産党は、ポーランドの情勢がこのような厳しい事態になつたのは、自主管理労働組合の連帯の責任であるとして非難している。このことは、ミッテラン政権の内部矛盾に発展する危険性がある。

ポーランドの「連帯」が自主管理的の社会主義として、自由を強く求めたが、しかし、抑圧されて試練の時にあるのに対し、ミッテラン政権の自主管理的の社会主義が、自由はもちろんのこと、より平等、公正を求めていると思われるるのである。

しかし、ミッテランの自主管理思想の実践も、五年や七年でその体制を確立するにはむづかしく、かなりの試行錯

誤があるであろう。

殆んどのジャーナリズはミッテラン政権の社会民主主義的体質や中道左派的姿勢を強調しているが、フランス社会党は七一年のエピネー大会で社会民主主義的体質と姿勢からの訣別を宣言した。フランス社会党の目指すものは、六年の五月危機を総括した上でユーゴスラビアを一つのモデルとし、そこからフランス独自の自主管理社会主義体制を確立しようとすることは『社会主義プロジェクト』でも明確である。

その中では、「自主管理の力学と階級戦線」として「我々の計画は、今や、あくこともなく、全ての意味において理解され、説明されなければならない。それは労働界はもちろんのこと、変革の真の手段をとろうとする全ての人間にすべて通じる計画にするためである。自主管理の力学は、『社会主義プロジェクト』からはなれたものではない。それは、『社会主義プロジェクト』と一体をなすものである。『社会主義プロジェクト』が現実に表現されるようになるためには、『社会主義プロジェクト』は一つの力として集合的スタートとならなければならない。即ち、労働者の生活を左右する彼らの願望は自主的に、分権化され、かつ責任のある時に、イニシアティブという大きな力によって表現されなければならない」としている。^四

しかし、先にも述べたように、自主管理思想とは完成されたものではないので、フランスの厳しい政治的・経済的現実の中で、いかに『社会主義プロジェクト』を実践化していくことがむつかしいかは、ミッテラン自身も十分心得ているようである。

また、フランス社会党の階級政党的残滓をミッテランの実験においてどのように克服していくかも今の所明確ではない。

しかし、現在のミッテラン政権は過渡期としての認識にもたつていて、複数政党制と人権の擁護という西欧民主主義テラン政権とその政治路線

マントルハ政権の政策は、その土壌は崩壊する、へども一時的にタクト独裁主義を完全に否定しつづけの困難である。

激動する国際政治、経済の中、マントルハ政権の政策は、かなり厳しく結果にならぬおもいか。今後の世界政治の動向をみる上、また第一次世界大戦後の世界史の転換を知る上、重大なキーへと力を握つてゐる。

(五)

註

- (1) Le Monde, 18 juillet 1981, 1p, Le socialisme du troisième type par Maurice DUVERGER
- (2) Projet Socialiste, Pour la France des années 80, Club Socialiste du Livre, 1980, pp. 172~74.
- (3) ibid., pp. 220~22.
- (4) CL. MANCERON et B. PINGAUD, François MITTERAND, l'homme, les idées, le programme, Flammarion, 1981, p. 101.
- (5) The Economist, May 16, 1981, p. 42.
- (6) Projet Socialiste, op. cit. pp. 194~5.
- (7) ネの構成は、政府代表、NEの産業分野の有識者代表・従業員代表、川井の「社会主義」。
- (8) The Japan Times, October 16, 1981.
- (9) Le Monde, 20 Septembre, 1981.
- (10) Richard Eder, The New-York Times News Service, January, 18, 1981. p. 1 (The Asahi Evening News)
- (11) Projet Socialiste, op. cit., pp. 253~4.
- (12) ibid., pp. 253~59 (この段落の内容は、マントルハ政権の初期から中期の規定の入るところ、いわば直接關係するやうなところ)
- (13) Newsweek, interview: Michael Harrington, June 8, 1981, p. 60.
- (14) Pierre Rosanvallon, L'âge de l'autogestion ou la politique au post de commandement, Seuil, 1976, pp. 3~5.
- (15) Histoire générale des Civilisations, Tome II, L'Époque Contemporaine, par Maurice CROUZET, press uni-

versitaires de France, 1969, p.p. 536~38 約略

ibid., pp. 538~39.

(17) カニトニテ・エ・ヨウヨウ・ヨシスナシ『日本獨裁社員の懲り非回顧』大月書店、一九七八年、日〇販売。

(18) Edvard Kardelj, Yugoslavia in International Relations and in The Non-aligned Movement, 1979, p. 218

(19) Changer la vie, 1972. Préamble.

(20) CL. MANCERON et B. PINGAUD, op. cit., p. 111.

(21) Projet Socialiste, op. cit., P. 208 約略

(22) ibid., p. 328.

(23) Le Monde, op. cit., Samedi 18 Juillet 1981, p. 9.

(24) Le Nouvel Observateur, Le 5 mai, 1981 約略

(25) Projet Socialiste, op. cit., p. 367.

以上圖々の論議はその終盤にて、

日本版形態『「アントン・エスト』(後の通称「エスト」)』和田正蔵、一九八一年。

Claude ESTIER, MITTERAND PRÉSIDENT, Stock, 1981.

François MITTERAND, Ici et maintenant, Conversations avec Guy CLAISSE, Fayard, 1980. 著者監修

所だ。